

# 近世における山城農民の經濟生活 (二)

—乙訓郡古市村の場合—

## 足立政男

一、古市村の概況

二、近世における村の貢租状態

三、村の助郷役及び其の他の負担

四、其の他の經濟生活

五、むすび

### 一、古市村の概況

前号の(一)において論述した袖足村が山崎街道に

沿つた半商半職人的性格をもつた農村であつたのに對

し、ここに紹介する古市村はそれとは反對に極めて一

般的な農業生産の農村である。

近世における山城農民の經濟生活 (二)

凡そ農民が村を建設するにあつて具備せねばならぬ条件が三つあるといわれている。一に曰く、水、二に曰く仕事、三に曰く、植民者の堅固なる意志である。西洋の学者は此の三つの条件を称して「3W」即ち Water, Work, will, とよつてゐるが、日本古来の農民が新に村を建設する場合にもやはり其の新開地の条件として、其処に良い水があるかどうか、その地において適當な農業を經營することができるとか、かを見たと、自ら確乎不拔の精神をもつて開拓の業に取りかかつたに相違ない。しかして村の開拓と水の關係が

もつともよく示されていると思われるのがこの古市村である。古市村は南北に流れる小畑川の東岸にあり、背後に村落の西部から北部の堤防に沿つて大きな藪を背負い、高い堤防と藪のかげに、全村落が姿を没して通行人すらそこに村落が展開していることに気付かない程である。南北約三百米、東西約百米の小じんまりした小聚落には、堤防より僅か二筋の道路が通じているのみで山崎街道とは丘陵と小畑川によつて遠くへだたり、明治初年頃迄は約一軒にも及ぶ深い藪地の小徑を通らなければ街道に出られなかつたようである。村の東部及び南部は見渡す限り垣々たる一望の田圃が開けて桂川に達し、田圃と農家とが接近し、農耕にも収穫にも実に好都合の地である。村落は一年を通じて東南の日光を充分に摂取することが出来、冬季北西からの季節風は高い堤防と藪によつて遮断され、地形的にも実に農村としてこの上ない絶好の場所である。

村の中央には小畑川の河床下に深く通ずる洞窟から湧出する一つの泉がある。丸淵マルヒと呼ばれ、春夏秋冬を

通じてすき透るような清浄な水が滾々として湧き出て、如何なる日照りの年にも涸れたことはない。夏は氷の如く冬は井戸水のように温かである。昔日の村人はこの水をのんで生活していた。近年こそ井戸を掘る家がふえて、この清水を汲む家がだんだん減つて来たがそれでも炊事用水として多くの人に利用されている。殊は水温水質が良好なので、農民の生命とも言うべき粃種の発芽用水として大いに利用せられ、毎年苗代田に粃を下す前約二、三週間の間この泉水に浸しておくのが慣例である。

下流の水はそのまま用水路に導入され田圃の灌漑に利用されている。一度この村を訪ねたものは誰もがこの泉水の清浄さに驚異の眼をみはるであらうし、村が水によつて成立し、水が聚落を形成したことに気付くであろう。実に村全体が俗世界をはなれた桃源境である。

現在水田面積三十一町一段七畝余で耕地の殆んどを占め、畑は屋敷の周囲と小畑川のほとりにあるにすぎ

ない。農家戸数四十七戸、人口二百七拾五人（昭和二十六年度）昭和二十五年産米割当は供出米六百三十石七斗三升、保有米三百拾石八斗一升であつて約一千石の米が収穫され、乙訓郡の穀倉であり、家計豊かな完全農家のみから成立していて、商店は一戸もない現況である。尙社寺については現在、寺一、神社〇、（往古一）である。

## 二、近世における村の貢租状態

小畑川に灌漑の水源をもち、山崎街道（旧西国街道）と、その方向を異にして位置するこの古市村は稲作地帯としての様相を呈し、前号に掲載した神足村が半商半農的な畿内の商品生産及びその流通経済の中に村が存立しているのに対し、古市村は極めて一般的な農業生産の上に村の経済が営まれているのである。

今、古市村が保存する古文書により、近世—延宝七年及び宝暦十三年における村の貢租、状態をみるにおよび次のような村高である。

延宝七年<sup>巳</sup>山城国乙訓郡古市村檢地村高（原文のまま）

古檢六町貳反六畝拾七步  
上上田、六町三畝三歩

此分米 九拾石四斗六升五合

但彥石五斗代

古檢八町五反拾三歩  
上田、八町四反五畝拾八歩

此分米百拾八石三斗八升四合

但彥石四斗代

古檢七町壹反貳歩  
中田七町四反壹畝三歩

此分米八拾八石九斗三升貳合

但彥石貳斗代

古檢六反四畝五歩  
下田七反拾八歩

此分米七石六升

但彥石代

下々田八畝拾貳歩

此分米七斗五升六合

但九斗代

古檢三町四反四畝貳拾七歩  
上畑三町六反八畝六歩

此分米四拾七石八斗六升六合

但彥石三斗代

古檢貳町四反貳拾四歩  
中畑貳町四反七畝拾八歩

此分米貳拾七石貳斗三升六合

但彥石壹斗代

古檢壹町貳畝七歩  
下畑壹町壹反六歩

此分米九石九斗壹升八合

但九斗代

七石四斗五升六合

竿先之出目

内四斗四升 無古檢

七石三斗五升五合

古檢無之分

古檢三反三畝貳拾步  
下々畑五反五畝拾貳步

但八斗代

右者山城国乙訓郡古市村檢地依被仰付候六尺間竿を以毫反三百歩也町反畝歩員數斗代高下分量委細書記帳面相極置者

此分米四石四斗三升貳合

内六斗二升四合 無古檢

也

古檢八反五畝貳拾貳步  
屋敷壹町八畝貳拾四歩

延宝七巳六月

一此分米拾四石壹斗四升四合

但壹石三斗代

外三畝貳拾步 四壁之分除之

石川主殿頭内  
檢地惣奉行

石川 伊 織 圃

反合三拾壹町五反九畝歩

内

同

加藤善太夫○

古檢三拾壹町三反四畝貳歩

内八畝拾五歩 永荒、井手、川成、委細帳之末、在之

檢地奉行

滝見 助右衛門○

三拾町六反五畝拾七歩

古檢在畝歩

檢地奉行

生田 兵左衛門○

七反七畝拾五歩

竿先之出目

古市村庄屋案内の者

新 助○

壹反五畝拾八歩

古檢無之分

同 村案内の者

久 助○

古檢高四百拾四石貳升五合

内拾四石壹斗四升三合永荒地、井手、川成、無地高委細帳

同

助左衛門○

之末、有之

分米合四百九石壹斗九升三合

内三斗壹升貳合御藏屋敷

但御藏在之内、御年貢除之

内

四百石三斗八升二合

古檢之面在高

民の入作水田の石高三十一石四斗九升六合と、同じく

以上の檢地村高より、对幕府の農民負担を考察する

に、水田の総石高は三百五石五斗九升七合、畑地の総

石高は百三石五斗九升六合であつて、これから他村農

他村入作の畠地の石高九斗九升九合を差引くと、水田残石高二百七拾四石壹斗壹合、畠地残石高百二石五斗九升七合、合計三百七拾六石六斗九升八合となる。今五公五民の貢租負担としてその二分の一である百八十八石三斗四升九合が田畑の正租として上納されると考えるならば農民の手に残る米は凡そ次の如くなる。

古市農民のみの水田收穫米高二百七拾四石壹斗壹合から田畑租百八拾八石三斗九合を差引いた残り八拾五石七斗五升二合が古市村残ることになる。これを帳附百姓四十人に分配すると、平均式石壹斗四升四合弱となる。次に一戸あたり平均耕作水田面積を計算すると、古市村総水田面積二拾二町六反八畝四歩から他村からの入作水田面積二町二反四畝四歩を引いた残り二拾町四反四畝二拾歩の水田が古市村の農民の手によつて耕作されていることになり、これを四十戸に分けると平均一戸宛水田面積は約五段一畝歩となる。(古市村畑地

屋敷を含む総面積八町九反、他村入作畑面積八畝二十七歩、古市村農民のみの畠地面積八町八段一畝三歩、一戸平均二反二

畝一歩弱、水田と畠地の合計一戸宛平均面積七反三畝四歩)

この水田の粳種が約二斗(一反宛四升)を玄米に換算して一斗となる。これを前述の作徳米より差引くと残りは一戸あたり二石四升四合弱で水田一反あたり約四斗という僅少な米が田畠租を上納した後に残る。この場合検地帳における水田一段あたりの生産高は上、中、下田平均して約一石三斗四升となり、或は実際の水田一段あたりの生産米は余程多かつたのではあるまいかとも考えられるのであるが、これを生産技術の余程進歩したと思われる明治七年(一九六年後にあたる)における同村の水田一段の生産米平均一石四斗四升(後述参照)に比較してみる時、僅一段あたり一斗の生産差額が見られるにすぎないことから実際における当時の收穫量は検地帳の高と大した相違は考えられないのである。而してこれを古市村の今日の供出制度における一反歩の保有米約一石に比較するとき如何に当時の農民負担が過重であつたかがうかがわれる。しかも今日供出する米は一石八千円近い代金が農民の懐にかえつ

て来て、細々乍らも一年中の生計が可能な状態におか  
れているが、当時の農民の上納米に対しては總一文の  
金もかえらず、どうかすると欠米だ、先年貢だ、六公  
四民だと増加こそすれ減る事はなかつたのである。更  
に宝暦十三年(一七六三年)の古市村の絵図面(註二)に  
よつてその貢租負担を見るに、古市村の水田は一つ残  
らず上納先が明確に決定せられている。

例えば

御蔵入 上々田 壹反壹畝貳拾七步 三右衛門

乙訓寺領 上田 壹反壹畝六步 庄右衛門

般舟院領 上田 壹反歩 源 助

春日社領 一石二斗六升 九右衛門

しかも上納領地毎に庄屋を置いて責任を取らしめ、  
租米収納の完璧を期している点は今日の比ではない。

即ち絵図面裏書によると

一、村高 五百貳拾石五斗九升八合

新檢 古檢 御蔵入

庄屋 勘 兵・衛

年寄 助 右衛門

般舟院領  
春日社

古檢年寄 善左衛門  
百姓惣代 清左衛門

庄屋 彌 介

年寄 六左衛門

百姓惣代 源 兵衛

乙訓寺領

庄屋 庄右衛門

年寄 半 兵衛

宝暦十三年末二月 日

とあり、絵図面の石高合計をとると次の如くなる。

古市農民に所屬する水田面積とその石高は

上々田 四町四畝拾三歩

此分米 六拾四石七斗四合 但一石六斗代

上田 拾貳町三反三畝八歩

此分米 百八拾四石九斗五升 但一石五斗代

中田 六町七反九畝

此分米 八拾八石二斗七升 但一石三斗代

下田 五反八畝 此分米 六石三斗八升

反合 貳拾三町七反四畝三歩

分米合 三百四拾四石三斗四合

外春日社 七石壹斗三升

他村農民の入作水田面積と石高

上々田 貳反八畝九歩

此分米 四石九斗二升八合

上田 壹町九畝拾壹歩

此分米 拾六石四斗壹升

中田 三反五畝八歩

此分米 四石五斗七升五合

中田以下のものはなし。

反合 壹町七反貳畝貳拾八歩

分米合 貳拾五石九斗壹升四合

外ニ春日社領壹石四斗九升五合

以上の水田面積及び石高より古市村農民の上納米と保有米を算出すると凡そ次のようになる。古市村の高(村高)五百貳拾石五斗九升八合から他村入作の石高を控除すると、古市村のみの帳附百姓の持高は四百九拾六石八升四合(屋敷畠地及他村への出作を含む)となり、五公五民の租率で米のみによる貢租とすると二百四拾八石三斗四升貳合を米で上納しなければならなくな

近世における山城農民の經濟生活(二)

る。これを絵図面による古市農民の総收穫米三百五拾壹石四斗三升四合から上納すると、農民の手に残る石高は百三石九升二合となる。これから更に水田貳拾三町七反四畝三歩及び春日社領(水田約四反)の粃種(一反玄米で貳升の割合)四石八斗二升八合を差引くと九拾八石貳斗七升四合の米が残る。今農家戸数を四十戸(延宝時代と変化なし、但し寺庵四を除く)に配分すると平均一戸あたりの作徳米は二石四斗五升七合となる。(一段あたり生産高約一石四斗五升)これは延宝七年における作徳米一戸あたり平均高二石四升四合弱に較べて僅かに四斗多くなっているにすぎない。しかも延宝より約八拾余年後の農民生活すなわち、郷倉の負担及び元祿時代以後の生活の向上等を考えあわすと、農民の負担は決して延宝時代より軽くなつてゐるとは考えられない。勿論以上の貢租米と作徳米の算出は、檢地帳に記載された田畠の生産高を基礎にして計算したものであり、表面的な収支にすぎないのであつて實際の生産高は記録なきため正確には算出出来ないのではあ

るが、明治七年三月における文書によると次のような  
收穫と支出が見られるのである。

明治七年三月

右之通相違無御座候

乙訓郡第二区古市村

右村戸長

一、米四百拾五石

現石

内

京都府知事

百七拾四石五斗四升五合

癸酉租税辻行

長谷信篤殿

貳百石

自家消費

貳石四斗五升

他国輸出

これから水田一反あたりの生産高を計算すると次の  
如く比較せられる。

年	号	戸数	均	屯	段	宛	平	一戸宛平均耕	村有水田総面積	総	収	獲	米	文	献
			均	屯	段	宛	平	作	水	田	面	積			
延宝 七 年	西紀一六七九年	四〇	一石三斗四升	五反一畝歩	二十町四反四畝	二百七拾四石七斗	検地帳								
宝曆十三 年	西紀一七六三年	四〇	一石四斗五升	六反一畝歩	二四町一反四畝	三百五拾壹石四斗三升	絵図面								
明治 七 年	西紀一八七四年	四〇	一石四斗四升強	七反一畝二五歩	二八町七反四畝	四百拾五石	戸長崩書								
昭和二十五年	西紀一九五〇年	四七	三石二升	六反六畝十歩	三一町一反七畝	九百四拾壹石五斗四升	村の統計								

右の表によつて水田面積は時代がたつにつれて増加を  
示しているが、一反宛の生産高は検地帳の場合も報告  
書の場合もあまり相違が認められない。殊に宝暦年間  
と明治初年における生産高は全く同じといつてよい状  
態である。このことは絵図面及び検地帳より計算した  
生産高は決して実際の生産高と喰い違つていないと考

えてよいのであつて、検地帳面による一反平均生産高  
の一石三斗四升の計算が明治七年の二百年後になつて  
實際收穫高が一石四斗四升となつて生産増加約一斗を  
みるのであるが、これは当然生産技術の向上によるの  
であり、その間の経過年数を考慮に入れる場合はむし  
ろ延宝年間における実際の生産高は検地帳による割付



村高より低くかつたのではあるまいかとさえ考えられるのである。恐らく米を作つた農民達は米を食う日が一年中で正月か盆で他は雑穀、麦、粟、稗、芋等によつてその露命をつないでいたといつて決して過言でない。

尙一度風水害にあつた場合の農民のみじめな生活は以上のことより想像に余りあるものがある。彼等の生きて行く道は幕府に対して、風水害の被害状況を届出て年貢米の減免を請うより以外に方法がなかつた。殊に古市村は地勢上小畑川及び桂川の洪水に見舞われるや大部分の田畠は冠水のため甚大な被害をうけ、その為植付不能、水腐、収穫不能の憂目にあい、飯米にもこと欠くという苦難の生活がつづけられている。村の古文書によると

御 届 書

一高三百五拾四石五斗八升九合

乙訓郡

古市村

此反別 廿八町三反

内

内高貳百十石七斗貳升三合

当平年植付候分

反別 十五町五反貳畝五歩  
内

高百五十石壹斗壹升七合

反別 八町三畝貳歩

殘高百五十石六斗六合

(?) 有之候分

籾種

御願申上候分

此反別 七町四反九畝三歩

右之通無御座候以上

安政六年二月

城州乙訓郡古市村

庄屋 彌右衛門

年寄 勘右衛門

百姓代 助右衛門

小堀勝太郎様

御役所

とある。これは村役人より代官所に安政五年度の植付面積を報告した御届書であるが、総水田面積の約五割四分が植付られたに過ぎず、水害のためか早賦のためか不明であるが、半分に近い水田が植付られていないのである。

更に

乍恐奉御届上（原文のまま）

一、当田方植付候内三分通り無難 壹分半通り中痛、貳分半通り大痛三分通り水腐乍恐此段御届ケ奉申上候

以上

慶応元年丑六月

城州乙訓郡古市村

庄屋	勘右衛門
年寄	善右衛門
〃	彌右衛門
百姓代	清兵衛

これは慮忒元年丑六月の水害状況を御上に届出ているのであるが植付の七十パーセントが被害、僅かに三十パーセントが無難というわけで、此の年の秋の苦しい悲惨な収穫状態が想像される次第である。さらに次の如き記録によつてその惨害は明治初年に及んでいる事が知られる

御届ケ書

乙訓郡第三区古市村

田畑反別四拾町三反九畝三拾歩

内

田反別 二拾八町七反四畝二拾二歩

内 四町九畝六歩 出水ニ而作物損荒

七町七反拾歩 作物大損

九町六畝拾八歩 作物小損

七町八反八畝拾八歩 無難作

本年十月三日大雨ニ而桂川大洪水ニ而堤防數ヶ所切入右田地下水ニ相成り作物損荒仕村中一同難没仕此段御届ケ奉申上候 以上

明治六年十一月廿七日 右村戸長

五十榎助右衛門

京都府七等出仕国重正文殿

とあり、桂川の洪水による被害で村中の者が難没している事が戸長より報告されているのであるが、収穫期を目前に控えての大風水害であつただけに、村民はさぞかし失望と悲歎の涙にくれた事と思われる。即ち古市村を中心とする数ヶ村の戸長が連署して上司にその救済を懇願している文書があるが次の通りである。

奉願口上書

乙訓郡第三区

神足村

古市村

馬場村

勝龍寺村

下植野村

下植野村戸長

本郡九郎兵衛

右副区長

岡本安堅

京都府七等出仕

国重正文殿

とあり、これは上流に位する下桂村の堤防が決壊し、

そのため桂川の流量の八九分までが田畑を押し流し、

早稲は勿論晩稲も冠水したままで減水しないために発

芽しつつある有様であり、水中にある収穫前の稲は全

く手の施しようもなく、村々は難渋している故に至急

止水救済策を講じて貰いたいとの懇願である。(これは

明治初年の記録あり、幕藩時代のものではないが、かかる水

害は其の後も絶えず起り、昭和の今日に至っている事からし

ても幕藩時代はもつと甚だしい風水害に見舞われたであろう)

又間接的になるが次の如き文書によつて、水害の窮状

が推察されるのである。

口上書

乙訓郡古市村

庄屋 五十榎助右衛門

馬場村戸長

今堀半兵衛

古市村戸長

五十榎 助右衛

神足村戸長

岩岸 莊左衛門

古市村戸長

五十榎 助右衛

勝龍寺村戸長

水谷嘉兵衛

一金五拾両

近世における山城農民の経済生活(二)

一、私村方之儀者従前々定水場御座候付困窮彌増去ル辰年式ヶ年古今不覚水損仕飯等無御座借金等仕買入凌來候ゆへ極々難澁致居今日之融通も難出来候次第此度御趣意ニテ私儀半株加入仕此段御届ヶ奉申上候外五人名前も差出候次第前書水損ニ而極々難澁致居金子才覚難出来候ニ付加入之儀幾重にも御断奉申上候 以上

明治五年壬申三月十三日

右村

岩城勘太郎

堀本善兵衛

五十樓三右衛門

坂本長右衛門

岩城彌右衛門

鐵道会社

これは鐵道会社の株加入について庄屋五十樓助右衛門は半株加入するが外の五人は二ヶ年に亘る水害により、困窮も甚だしく、とても加入金が出来ないから御断りするところであるが、「私村方之儀者従前々定水場御座候付困窮彌増」とか「去辰年式ヶ年古今不覚水損仕」とかによつて農民が水害のため古くから苦し

めれて来た事がわかるのである。更に「飯等無御座借金等仕買入凌來候ゆへ極々難澁致居今日之融通も難出来候」というに至つては、食べるべき食物もなく、借金により之を買い求め、今日一日の暮にも困つて難澁している姿がありありと目に見えるようである。

以上の文書、記録によつて、洪水、湛水、水腐等の大凶作に見舞われたことも数多く、しかもその場合の窮迫せる悲惨な有様は全く眼を蔽わしめるものがあつたように見受けられる。そして彼等の生活の窮乏化は必然的に高利貸資本の浸透を可能ならしめたのであつて、やがてそこには借金のために土地を喪失し、没落の運命を辿つたものもあつたものと恩われる。（後述参照）  
尙貢租の厳格な取り立てを行い、農民から苛酷な請求搾取を行つた例として引用される「民間省要」に曰く。  
「百姓と言物、牛馬にひとしき辛き政に重き賦役をかけられ、ひとしき課役をあてらるるといへど、更に云事ならず、不断罵言打擲に逢ふて生を過す。いか様の非道をして、官人となれば、一俵の米を取ても君風

に誇り、民家へ出ては能く百姓を睨むにかかむのみ也、其外輩の官人多くは民間の卑賤より出て、民間を攻る。是豆を煮て豆からをたくがごとく皆爾なり。縦ば牛馬に重荷を負ふせて打たたき、つまづけば猶怒て大鞭し、この畜生めと罵るが如し。言事なく泣く事なし、百姓「相同じ」の文字通りの正租誅求の記録が、古市の「村の記録」にもみられる。

一、乙訓寺領御取箇之義宝永年中より御藏入新檢方免ニテ増加候分納来リ候処去ル文政年中ヨリ安政六未年迄三十一ヶ年之間九分米ニテ増加候分上納致居候御取調ニ相成右三十一ヶ年之算違價金廿貳兩貳分ト銀五百目ニ相成候処内五百ハ用捨被成下残り金貳拾貳兩貳分ヲ為祠堂財寄進ニ差上ケ奉濟仕候右証人者神足村字白元吉也則差上ケ書ノ控。書下ケ共一包ニテ村箱有之候右ニ付万延元中秋ヨリ檢見取ニ相成候  
文久元年酉三月 日

とあり、過去三十一ヶ年間の計算違いによる正租の不足を祠堂寄進の名目により追徴している。これによつて如何に収受の手段が功妙であり、徴収が嚴重であつ

近世における山城農民の經濟生活(二)

たか、又それを訴えるにも訴える所がないという有様をうかがい知ることが出来るのである。

註一「古市村檢地帳」古市村共有財産として「村箱」に保存されている。

註二「古市村繪地面」横二米従三米の大地図にして「共有財産として保存されている。

### 三、村の助郷役及び其の他の負担

宿駅、駅運補助のために沿道の農村から馬を課徴する事は近世以前より行われていたが徳川幕府も亦此の制度を採用したのである。しかして元禄二年には宿駅近傍の郷村を扱ひ、更に七年には全国に助郷が劃定せられたのであるが、爾来明治維新に至るまで全国的助郷の異動は享保二年の助郷配布の更改を除く外は、之を見なかつたようである。しかし各宿駅の助郷はしばしば異動せしめざるを得なかつた。次の文書は助郷役負担免除の一札である。

差上申一札之事(原文のまゝ)

東海道澁宿助郷御免除被仰付代助郷之儀者掛州佐井村外拾

ヶ村ニ被仰付旨其御筋より御達有之御仰ニ渡承知置長候依  
而御請証文差上申候如件

慶応三年卯年十二月九日

城州綴喜郡内里村年寄	善兵衛
同州久世郡久世村茂平年寄	辰平
同州乙訓郡久我村庄屋	安兵衛
" " " " 年寄	権右衛門
" " " " 古市村庄屋	勘右衛門
" " " " 神足村庄屋	三郎兵衛
" " " " 奥海印寺村庄屋	仙右衛門
" " " " 友岡村庄屋	九兵衛

大津御役所

即ち助郷役（澁宿）を免除せられた村が速名で所轄  
役所に免除確認の証文を提出し、この控書を村の記録  
帳に残したもので、難波助郷の課役を免除せられた  
村々の喜びが簡潔な文句の底に流れていて興味深いも  
のである。尙村の助郷勤高は八拾五石四斗九升二合で、  
前項で論述した如く、農民達はその正租においてすべ  
に負担能力の限界に達していたと思われる上に更にそ

の勤高に応ずる助郷人足を送り出さねばならなかつた  
のであるから、その負担の過重に難波を極めたことが  
想像される。小壮有為の若者が絶えず徴発せられた。  
殊に幕府の助郷人馬の課徴は年中絶間のない有様であ  
り、就中東海道の助郷は最も苦痛な重い負担であつた  
からして、古市農民も亦その経済生活に少なからざる  
影響をうけて苦んだと思われる。

維新以後、識者、当路者は「即今天下万民塗炭の苦、  
この助郷を以て第一とす。若しこれを廃さば実に万民  
の大幸、王政一新の実効ここに顕はると云ふべし」と  
までこの制度の存続の非を叫んでいることからして、  
その負担の苛酷であつて如何に農民を苦しめたもので  
あるかは想像以上である。

特に完全農家のみより村が構成され、且つ地形上か  
らも村の位置が、山崎街道から小畑川と深い藪にて遮  
断せられて、貨幣経済から遠く切り離された純粹農村  
であつた事は、前述の如き半農半商的或は半農半職人  
的農村の神足村農民に比べて、助郷役の負担をはたす

上では一層苦痛であつたであらう。

其の他の農民負担としては、小畑川堤防や道路等の改修、桂川による頻々たる水害の復旧工事等のために村自体としても又他村との共同作業のためにも多くの民費や人足の提供が要求されて来た事は間違いない。記録文書として明治初年のものであるが次の如きものがある。

村費明細積書

乙訓郡第三区

古 市 村

一、謠川の堤防山崩石垣道路橋梁昨申十月より当六年九月  
中途之民費左ニ奉申上候

- 一、錢四拾五貫文 小畑川堤防築重入費
- 一、錢四拾貫文 同所刳抗<sup>シカクシケ</sup>竹入費
- 一、貳拾貳貫文 同所橋普新入費

メ百拾貫文

右之通入費相違無御座候以上

右村戸長

五十榎助右衛門

明治六年十月廿六日

近世における山城農民の經濟生活(二)

京都府七等出仕 国重正文殿

これは一年間の自村内における民費の明細を上司に報告したものである。他村との関連におけるものとしては次の如き文書が見られる

川之出水之節堤防方組合規則書

乙訓郡第三区

勝 龍 寺 村  
神 足 村  
古 市 村

右者三ヶ村共小畑川筋堤防有之候出水之節ハ其村ニ而致来  
り候処今般淀川筋下植野村内之木橋堤防并て惣水樋御座候  
ニ付水下勝龍寺始右村三ヶ村申合組合相定御規則之通村々  
一戸一人毎ニ人夫差出候猶又臨時出水之節防方相用候枕木、  
重俵并に松明等右村々申合手当致置候間此段速々右奉申上  
候 以上

明治元年八月四日

乙訓郡第三区

勝龍寺村  
戸 長 印  
神足村

戸 長 印

古市村

戸 長 印

京都府

知事 長谷信篤殿

これは村々が互に防水組合を結成して出水に備えた規則書であつて人足其の他村々の責任事項が定められている。又村内の冠婚葬祭費は勿論社寺や郷倉の修理並に建立の費用及び社寺扶養(当時寺庵四、神社一)等共同生活費も彼等に取つては無視し得ざるものであつた。今「村の記録」よりその例を拾えば、前述した所の乙訓寺領における算違ひによる三十一ヶ年の追徴年貢の寄進がある、「…残り金式拾貳式分ヲ為祠堂財寄進差上ケ事済仕候云々」とあり、又前号記載の如く、「一、安政ニ卯二月薬師堂破損ニ付修葺屋根葺替仕候此儀何方へも不届出候入用之段、村方に頼母子取結仕儀云々」

と寺の修理を行い、費用は村人の頼母子によつてゐる、更に神社の修理についても

「一、安政五年巳五月若宮様鳥居破損仕候ゆへ建替仕候此儀も何方へも不届出仕候入用銀の儀村方勸化を以仕候云々」

とあり、入用銀は村の寄附金によつてゐることが明らかである。殊に備荒貯穀のために設けられた郷倉の負担を考へる時、平均二石余の僅少な作徳米と僅かな裏作生産物でもつて一年間の生計費を捻出しなければならぬ彼等にとつて、この郷倉負担も実に苦痛の種であつたに相違ない。收穫米の四分の三に近い正租。勤高八拾五石四斗の助郷負担、更に郷蔵米の供出、村の共同負担金の拠出等、三重にも四重にも彼等の経済生活は縛られていたのである。更に明治六年にお村の戸数が四拾軒、男百人、女百四人合計式百四人の人口で、延宝から宝暦を経て維新に至る約式百年の長年月の間に少しも増加を示していないという事実(明治七年五月現在戸数三拾八戸で減少している)は、彼等がその経済生活において人口増殖に対する経済的余力を持つて居らなかつたことを示すものとして注目し得る点



である。同じ宝暦四年の仙臺藩蘆東山の「上言」

に「五六十年以前（元祿頃に當る）御百姓子供生育仕事

には、一夫一婦にても男女五六人も七八人も生育仕候

処、近年不相続仕る故か、又世上奢り候故にや、一兩

人の外は生育不仕、もどす、返すなどと申候て、出生

いなや其父母直きに残害仕候。其の仁と不仁とは愚民

の儀にて不及論奉存候へども、君子よりは是を觀候時に

は、甚だ以て不忍事に可有御座候。乍然畢竟困窮より

起り、數人の兒子を飢寒せしめんよりは、己れが生を

遂んには不如と申候て、強ひて、兩三人の生育に不過

候。此弊風に習ひ候て富民共も多子より少子の勞なき

が勝り候とて、是亦三四人に不過候」とあるが、東

北地方より遙かに恵まれた畿内の農民であるにかかわ

らず、戸数がむしろ減少し、その人口が静止の状態を

呈しているのは、貧窮農民の京都、大阪等の大都市へ

の流入逃避も考えられるのであるが、他面彼等の經濟

生活の困窮と生活難の結果生じた現象であり、その間

の消息を物語っているものとも考えられる。

#### 四、其の他の經濟生活

「農業全書」、「草木六部耕種」等の記載するように、  
休耕することのない我が國農業にとつては、その連年  
作付を可能ならしめる条件としては肥料の施与が不可  
欠の重要性をもつている。殊に裏作に麦や菜種を作る  
二毛作の此の地方の田圃では、その地力維持のために  
肥料は一層重要性をもつているわけである。採草地を  
持たない古市村の肥料供給源が京都市にあつたため、  
百姓達は伏見の下肥問屋から尿肥を購入し、肥料問題  
を解決している。肥料も諸物価の騰貴に伴つて次第に  
高価になつて幾度も売買値段の変更契約が取りかわさ  
れている。「村の記録」よりその代表的なものを拾え  
ば次のようである。

##### 「別紙一札之事」

一、近年諸色高値ニ付私共暮し方六ヶ敷難波ニ付此度城、

撰、河、三ヶ岡御物代御頼申上候而戻、小田子亭荷ニ

付船賃五文宛増錢御願申上候所第一統御集会上御承

知被成下辱仕合奉存候、然ル所本紙一札には五文増丸  
三ヶ年御承知被下候 依乙訓郡之分は此度四文増御願  
申上候儀ニ御座候間、此段以書付申上置候宜御承知度  
成下候為後日之差入一札仍而如件

小廻し

忠 兵 衛

庄 七

長 次 郎

伏見展間屋年寄

藤 兵 衛

久 兵 衛

とあり、小田子毛荷について五文づつの値上げの所

を乙訓郡は前に五文増を丸三ヶ年承知して呉れたから

此度は四文の値上げで結構である。という興味深い契

約であり、肥料は舟で伏見から桂川岸の古川に出て、

古川から六間堀の排水路を辿つて古市村の田圃の南端

まで運搬され、そこから肥壺（各田圃の南端に設けられ

少しでも運搬労力を省こうと考えられている）に搬入され

た これらの外に菜種の搾り糟を前号所載の油屋から

購入している。

「農賈日録」（前号参照）

正月三日

古市 庄 兵 衛

一、壹玉

正月十二日

古市 五 左 衛 門

一、五玉

正月廿五日

古市 五 左 衛 門

一、五玉

二月十二日

古市 彦 兵 衛

一、十五

二月十一日

古市 市 左 衛 門

とあり、農民は油屋から油糟を購入して使用した消

息が農賈日録によつて知られる。この油糟は当時非常

によく効く貴重な肥料の一つであつたに相違ない。

さて以上のように購入肥料の存在していること、そ

して村に採草地をもつていないことは、この村の農民

が必然的貨幣經濟に接近し、すでに貢租及び自給品以

外の商業的農産物を作り出してゐる事を示すものであ  
るといつてよい。戸谷敏之氏は肥料として自給肥料が

使われているか、購入肥料が使われているかを規準と  
して東北型と近畿型に分け、購入肥料の使用を生産の  
交換經濟への入りこみ方の指標とみているのであるが、

全くその通りである。かくて徳川幕藩制下の封建的苛  
徴誅求の収納体制の下に農奴化した彼等の生きて行く

道は、自給自足的自然經濟の確立が不可能なために商

品の畑作農業の經營―菜種、棉、瓜、茄子、牛蒡等、或  
は副業―葎簀の製造、簀作り等、若しくは出稼奉公―

油屋の傭人、海印寺村から京都へ天然氷の運搬人足等  
にその經濟生活の一部を依存せざるわけにいかなかつ

たのである（かかる貨幣收入のための生活については次  
の機会にゆずることにする）。この点、前号所載の神足村

に比べ交換經濟への入りこみ方がはるかに浅かつたに  
せよ次第にその渦中にまきこまれていつたのである。

更に古市村における商業資本の侵入については前号所

載の「農賈日録」によれば次の如くである。

菜種の商品的栽培による商業資本の導入としては、

「農賈日録」

七月四日 夕立 古市村 平 七

勝龍寺村 長左衛門

神尾村 喜左衛門

一、壹石貳斗（菜種）

貳斗八合（交換種油）

七月五日 晴 古市村 五左衛門

一、壹石貳斗

貳斗壹升三合

七月八日 古市村 五左衛門

一、壹石貳斗

貳斗壹升五合

とあり、古市村百姓平七、五左衛門等が油屋に大量  
の菜種を送り込んで油と交換しているのがみえる。当

時の百姓達は、需要の多かつたこと、及び近くに大搾  
油業者が存在するという事、或は稲作に差支えず、裁

培收穫が簡單で、貨幣收入を図る上でもつとも有利で

あること等より菜種を冬作として大量に栽培したのである。そしてそのためには、搾油業者（神足村油屋彌兵衛）の商業資本に前貸を受け入れたのであるが、やがて彼等はその商業資本の支配下におかれるに至つたのである。その一例として

借用申金子の事

一、金毛両式分也

右之金子当御上納差詰借借申候処実正也然上返弁之義者来五月晦日銀元利息度反済可申候万一滞滞仕候ハバ私作付置候菜種御取被下候為後日之一札仍而如件  
文政十一年十二月十九日

古市村

伊 兵 衛

油屋彌兵衛殿

がある。「万一滞滞仕候ハバ私作付置候菜種御取被下候」とあるように搾油商人の前貸を受けているのである。このような証文が百通近くも見られる事は当時古市に限らず城州の百姓が商業資本の浸透をうけつつあつたことを物語るものである。又古市村所蔵の古文

書の中に次の如き興味深い証文が見受けられる。

年不証文之事（原文のまま）

一、合銀五匁九分五厘也

右者神足村油屋彌兵衛殿機貸銀 此度内借ニ相成リ落方年不ニ落合則壹ケ年ニ銀八分五厘宛来ル巳ヨリ亥迄七ケ年之間毎年極月の廿五日限機方へ急度速返可仕候若相滞ノ儀有之候はば左之印形人共相弁機方へ少茂難波相掛ケ申間敷候為後日之一札仍而如件

文政三年辰十二月 日

借用主 与 七 郎 ○

親族請人 彌 助 ○

右同断 六 源 ○

御蔵入

御役人中

とある。機方より内借になつた借金を一時に支払い得ないことから年賦によつて支払うといつてゐるが、これも機方たる油屋彌兵衛の前貸をうけていた古市村農民の経済生活の一存在形態を知らして呉れるものとして面白い資料である。

更に頻々たる水害や凶作に襲われ、或は不時の変災にあつて窮乏化し、上納出来なくなつた百姓達の経済生活は必然的に高利貸資本の浸透をうけている。例え

借用申銀子之証文

一、合銀三百目也

右之銀子此度無拠費用ニ付替、借用申宛実正明白也  
則引当左之通

一、家屋舗小屋共

右三ヶ所書入置申候万一相滞之儀有之候ハバ左之請人共へ引渡売払ひ代銀者元利相添無相違惣度返済可申候  
為後日之借用証文仍而如件

借用主 古市村

六 兵 衛〇

伴 兵 衛〇

親引受 五 右 衛 門〇

助 左 衛 門〇

庄屋 善 兵 衛〇

年寄 九 右 衛 門〇

天保三辰年十月

近世における山城農民の経済生活(二)

神足

三郎兵衛殿

とある如く、高利貸資本に依存せざるを得なくなつた農民はこの外にも数多くみられるのである。又上納に窮したため娘を質奉公に出した例としては

奉公人請状之事

一此よつと申者私娘ニ御座候宛当御上納ニ差詰り来ル二月より寅二月迄丸壹ヶ年也則給銀百三十六匁被下儲、受取御上納ニ相立申候宛実正也然上其年数之内取逃欠落又ハ病氣ニ而不奉公仕ラバ早速人代相立テ少茂御手支致申間敷候為後日之奉公人請状仍而如件  
文化十年十一月廿九日

古市村

親 利 八〇

奉公人 よ っ〇

受人 平右衛門〇

油屋彌兵衛殿

がある。このようにして古市村の農民がその経済生活の中、受入れていた豪農油屋の高利貸付資本の額は大体次の如き貴重な資料(岡本家所蔵柳卸堂)によつて明

らかにされるのである。

年 代	浸透せる高利貸付資本額
天明四年（西一七八四曆）	銀 三貫二百六拾三分六厘 （米一石九五匁）
〃 五年	銀 三貫二百六拾六分八厘
〃 六年	銀 三貫四百三拾三分四分一厘
文化九年（西一八一二曆）	銀 六貫九百五拾匁
文化十年（天明より 三十年後）	銀 五貫二百匁（米一石代四五匁） 金 拾五兩

と云う莫大な額になるのである。

### 五、むすび

以上私は山城農民の経済生活という研究題目のもとにその具体的実証として前号において乙訓郡神足村の半商人的、半職人的性格をもつた農民の経済生活を論じ、その深く流通経済の中に入りこんだ事情を解明したつもりであるが、本号において紹介した古市村は前者とは反対に再編成された近世農村の形態を比較的維持している農民の経済生活を代表するものとして究明して来た次第である。それ故前者からは半商人的、半

職人的性格をもつた所の農民の経済生活が説明され得るであろう。例えば京都市近郊の農村、或は茶園経営で貨幣経済に入った農民の経済生活の如きは之に類似せる性格をもつていふことと思われる。後者からはその他の比較的単純な一般的農村に於ける百姓の経済生活の大体の実情が汲み取られるように思われる。勿論漸次研究し実証してこれが発表の機会をもちたいと考えている。

さて現在の古市村は長岡町の大字古市部落としてその名をとどめ、乙訓郡の穀倉として、水害に見舞われ乍らも、その防禦工事、排水施設の完備に努力し、その恵まれた村落の立地条件と経営の近代化、機械化によつて裕福なる農民としての経済生活を見ることが出来るのであるが、一たび近世幕藩体制下に遡上ると、そこには日夜働き通して尙その日の生活に苦しむ農民の経済生活が繰りひろげられているのである。封建領主の苛酷な課税と搾取にあつて窮乏化した農民生活は更に貨幣経済の浸透による農村経済の変化によつて益

不安定な状態に追いこまれていつたのである。一方、風水害や旱魃に見舞われることもたびたびあつたため、余裕の全くない彼等の生活はそのため、決定的な打撃をうけ頻々たる飢饉に襲われたと考えられる。かくて明治五年三月の「村の記録」に「私村方之儀義従前々定水場御座候付困窮彌増去辰年式ヶ年古今不覺水損仕飯等無御座借金等仕買入凌乘候ゆへ極々難澁致居今日之融通も難出来候次第」云々とある如く、其の日の暮しにも事かき、食うべき食物もなく、借金によつて露命をつなぐと云うような経済状態がくりかえされて来たのである。村の古老たちの間に伝えられている「昔の古市村の百姓は、麦と粟飯が常食で、飢饉の年には稗や竹の実を粉にして之を食べて露命をつないだ」とか「正月が来ても米の餅をつく百姓は稀であつた」という言葉はかかる難澁極まる彼等の経済生活の実情を物語っているのである。かくて

一片の寸土にその生涯を繫縛せられ、而も粗衣粗食、その生命をすりへらして尙支配者たる封建武士団を扶

養せねばならない農奴的存在としての彼等の生活は、二重にも三重にも加えられた搾取と窮乏化への桎梏のために身動きもならず、妻子すら充分に扶養出来ず、人口も停滞し、中には窮乏に堪えかね、誅求の苛酷を逃れて離村し、比較的自由な都市の空気を求めて京都或は大阪へと流入し、武家町家の奉公人として、或は小商人または職人として、日雇いとして生活の途を求めた農民達も少なくはないのである。「大阪市史」に開闢以後「近国近在より大阪に流入する無宿非人甚だ多」かつたとあるが、離村向都の傾向は彼等の経済生活よりすれば必然の結果であつたともいえるのである。